

## 「暮らしの質」向上検討会分科会について

平成 26 年 12 月 22 日

### 1. 分科会の開催

「暮らしの質」向上検討会（以下「検討会」という。）の主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、「暮らしの質」向上検討会分科会（以下「分科会」という。）を開催する。分科会においては、検討課題に即し知見を有する専門家の参画を得つつ検討を進める。

### 2. 構成

- (1) 分科会の構成員は、検討会委員の中より、検討会座長が本人の希望を踏まえ指名する。
- (2) 分科会に、座長の指名により分科会長を置く。

### 3. 公表等

- (1) 分科会で配布された資料は、会議終了後、速やかに公表する。
- (2) 分科会の議事要旨は、会議終了後、速やかに作成し、公表する。
- (3) 分科会長が特に必要と認める場合には、配布資料及び議事要旨の一部又は全部を公表しないこととすることができる。

### 4. その他

以上に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。